

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一・二 (略)
- 三 受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一・二 (略)
- 三 前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあつては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

第八條 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正  
 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 施行前裁定特例給付の支給を受けようとする者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>一 一・二 (略)</p> <p>二 受給権者の基礎年金番号</p> <p>三 前項の書類には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を厚生労働大臣に提出したことがある場合はこの限りでない。</p> <p>四 一 受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)の証明書、戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 施行前裁定特例給付の支給を受けようとする者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>一 一・二 (略)</p> <p>二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号</p> <p>三 前項の書類には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を厚生労働大臣に提出したことがある場合はこの限りでない。</p> <p>四 一 受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本</p> <p>二・三 (略)</p>

第九條 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正  
 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第六十七号)の一部を次の表のように改正する。)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別加算金の支給を受けようとする既支払者(厚生年金保険法第三十七条の規定により未支給の保険給付が支給された者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金が支給された者に限り、法附則第二条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。</p> <p>一 一・二 (略)</p> <p>二 受給権者の基礎年金番号</p> <p>三 受給権者の個人番号又は基礎年金番号</p> <p>四 一・二 (略)</p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別加算金の支給を受けようとする既支払者(厚生年金保険法第三十七条の規定により未支給の保険給付が支給された者又は国民年金法第十九条の規定により未支給の年金が支給された者に限り、法附則第二条第二項の規定により請求をしたものとみなされる者を除く。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。</p> <p>一 一・二 (略)</p> <p>二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号</p> <p>三 受給権者の個人番号又は基礎年金番号</p> <p>四 一・二 (略)</p>